

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同 生活介護費()	要支援2 (757 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき + 50 単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同 生活介護費()	要支援2 (745 単位)				- 75 単位		1日につき + 25 単位		
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同 生活介護費()	要支援2 (785 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100		1日につき + 50 単位		1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同 生活介護費()	要支援2 (773 単位)						1日につき + 25 単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)							
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)							
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)	注 所定単位数は、イからイまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 1000)								
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 1000)								
ル 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)	注 所定単位数は、イからイまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)								

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。